

保護者 様

白馬村立白馬中学校長

学校保健安全法施行規則の規定により、「インフルエンザ」の出席停止期間の基準は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」です。解熱した後2日を経過しても、発症してから5日を経過しない場合には、出席することはできません発症日、解熱日は0日目になり、翌日が1日目になります。（裏面参照）

インフルエンザに感染した生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」については、医師の指示にしたがってください。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

治 癒 報 告 書

学校長 様

年 組 生徒氏名

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。
記

疾患名	インフルエンザ A・B
発症日（咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日）	年 月 日
解熱日（平熱に下がった日）	年 月 日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	年 月 日
医師より療養が必要とされた期間	年 月 日まで

○治癒の根拠 発症した後5日を経過かつ、解熱後2日を経過したことに間違いありません。

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	かつ	解熱日	1日目	2日目
0日目							0日目		
／	／	／	／	／	／		／	／	／

※この欄に日にちを記入してください

令和 年 月 日

保護者氏名

インフルエンザによる出席停止は、

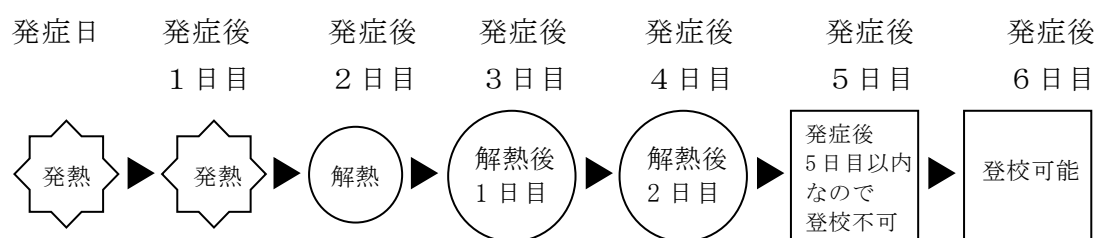
「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで」です。

< 日数の数え方 >

＊「発症日」は 0 日目で、翌日が 1 日目になります。

＊「解熱日」は 0 日目で、翌日が 1 日目になります。

例 1 発症後 2 日目に解熱した場合



例 2 発症後 4 日目に解熱した場合

